

平成 19 年 9 月 7 日

各 位

会社名 エステー株式会社
代表者名 代表執行役社長 小林 寛三
(コード番号 4951 東証第 1 部)
問合せ先 財務・総務グループ
マネージャー 吉澤 浩一
(TEL . 03-5906-0731)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 9 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、平成 19 年 9 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元を目的として、自己株式を取得することを決議いたしました。これに伴い、本公開買付けを行うものであります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 19 年 9 月 7 日公表）

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	4,000,000 株	6,000,000,000 円

(注1) 発行済株式総数に対する割合 13.56% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注2) 取得する期間 平成 19 年 9 月 10 日(月曜日)から平成 19 年 10 月 10 日(水曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成 19 年 9 月 10 日(月曜日)から平成 19 年 10 月 10 日(水曜日)まで(20 営業日を含む 31 日間)

公開買付開始公告日 平成 19 年 9 月 10 日(月曜日)

(2) 買付け等の価格 1株につき 金 1,490 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

買付価格の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に証券取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、本公開買付けにおける買付価格につきましても、当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。

この点、当社は適正な時価を算定するためには、直前日の株価のみならず、中期的な一定期間の株価の推移についても反映するのが妥当であるとの考えの下、当社株式の本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日までの6ヵ月間（平成19年3月7日から平成19年9月6日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価推移について検討したところ、当該期間の高値は1,626円、安値が1,360円となっており、当該期間においては、過去の当社株価推移に照らして一時的な急騰・急落が見受けられず、安定的に株価が推移しているものと認められたことから、平成19年9月7日の当社取締役会において、当社株式の適正な時価として、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日までの6ヵ月間（平成19年3月7日から平成19年9月6日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（1,490円、円未満四捨五入）を選択することが妥当との結論に達しました。なお、平成19年9月6日の当社普通株式の終値は1,424円となっております。

算定の経緯

平成19年9月7日開催の当社取締役会において、当社自己株式の取得方法、買付価格等について審議を行った結果、株価形成には業績以外の要素が影響することから、一定期間を遡った平均株価（終値）を買付価格として採用することが適切であるとの認識で一致し、上記取締役会において所定の決議を行いました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,000,000株	-	4,000,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（4,000,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。）。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 13.56%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金 5,983,500千円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸経費についての見

積り額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

決済の開始日 平成19年10月17日(水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(ご参考) 平成19年8月31日現在の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 25,796,285 株

自己株式数 3,703,715 株

以上